



土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び意見募集の結果について

環境省は、平成 31 年 1 月 28 日に以下に示す 3 省令について公布しました。

- 1) 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令
- 2) 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令
- 3) 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令

平成 30 年 4 月に「今後の土壤汚染対策の在り方について(第二次答申)」が取りまとめられました。これを踏まえて、改正法の第 2 段階施行に伴い必要となる省令事項を定めるとともに、第二次答申において措置を講ずることとされた事項に関する規定を設けるため、改正が行われました。

改正の概要

- 1) 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令
 - ・調査業務が猶予されている土地の形質の変更を行う場合、900 m²未満の土地の形質の変更等を届出の対象外の行為として規定。
 - ・土地の所有者等が提出する汚染の除去等の措置内容に関する計画の記載事項等を規定。
 - ・その他、リスクに応じた規制の合理化を図るため、所要の改正を行いました。
- 2) 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令
 - ・自然由来等土壌について、受入れを行う者が都道府県知事に処理業の許可を受け、盛土等の構造物や水面埋立てに利用することを可能にするるとともに、当該許可基準及び処理基準等を規定。
- 3) 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令
 - ・指定調査機関が定める業務規程において、技術管理者が調査に従事する他の者を監督する方法を定めた。

尚、これらの省令に関する意見募集は 75 団体・個人から寄せられ、それに対する考え方が公表されています。

当社では、土壤汚染調査において実績があります。調査に関する企画提案から分析、報告書作成まで、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2019年1月28日付 環境省報道発表資料](#)
土壤環境箇所 坂田旭子

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準見直し(案)について

2019 年 2 月 28 日に環境省で中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会が開催され、2019 年 6 月末に適用期限を迎えるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準見直しについての検討が行われました。

2001 年 7 月にほう素、ふっ素、硝酸性窒素等において一律排水基準が設定されましたが、その時点で直ちに基準を達成することが困難であると認められた 40 業種について、暫定排水基準が設定されています。その後、3 年ごとの見直しを経て、現在は 12 業種について暫定排水基準が適用されています。

今回の見直しで各業種における暫定排水基準値が示されました。その内容は、暫定排水基準が設定されている 12 業種のうち、つわ薬瓦製造業(つわ薬瓦の製造の用に供するもの)のほう素とつわ薬瓦製造業(ほうろうつわ薬製造業)のほう素、ふっ素と金属製造・再生業のほう素については一般排水基準へ移行、残る業種・項目については暫定排水基準値を強化または現行のまま延長するというものです。

今後はパブリックコメントの実施(2019 年 3~4 月)を経て、5 月に中央環境審議会水環境部会への諮問、6 月に改正省令の公布、7 月 1 日から施行となります。

当社では、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等を始め、多くの排水項目の分析についても長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度お問い合わせ下さい。

資料 [2019年2月28日付 環境省中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会資料](#)
環境検査箇所 鶴谷佳代

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等に係る環境大臣告示の公布及び意見募集の結果について](#)
2. [土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する告示等の公布及び意見募集の結果について](#)
3. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について](#)



基準の遵守、測定頻度は管理できていますか？

工場や家庭からの排水には法律による規制があります。放流先や排水量、取り扱っている物質によっても様々です。これらについて、適切に当社がサポート致します。詳しくは下記URL、右記QRコードからご覧いただけます。

http://www.knights.jp/ana/water/drain_index.html



お問合せはこちら

